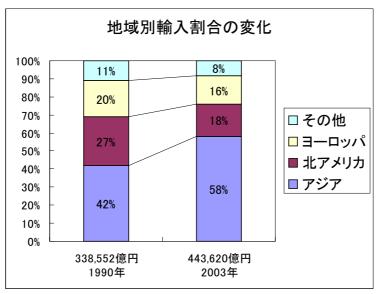
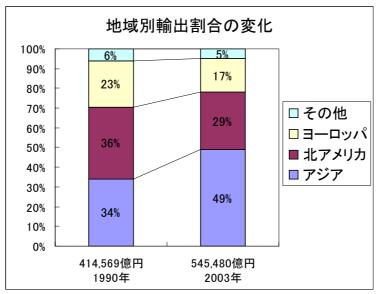
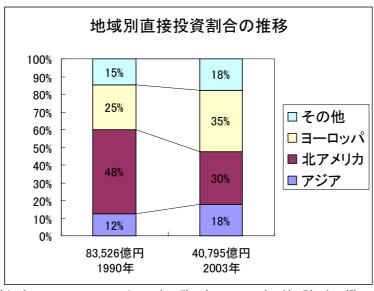
. 重点をおくべき地域・分野の検討

10. 日本の輸出入及び直接投資の相手国の変化





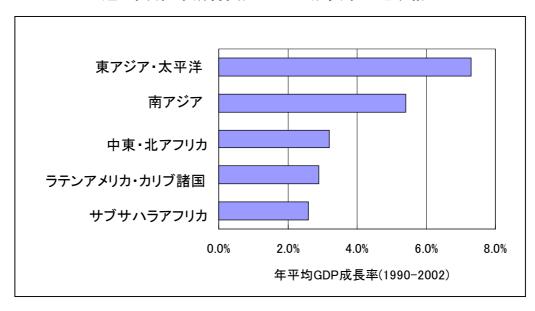


出典: 輸 出 入 の 割 合 に つ い て は 、総 務 省 、日 本 統 計 年 鑑 平 成 17 年 (http://www.stat.go.jp/data/nenkan/15.htm)

対外直接投資については、財務省、対外直接投資(http://www.mof.go.jp/1c008.htm)のデータを基に作

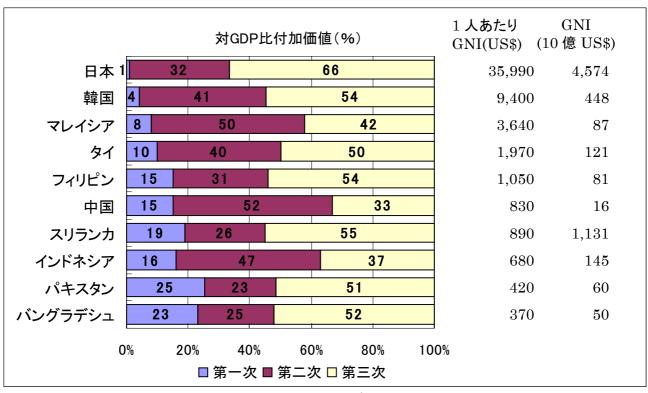
11. アジア地域の経済成長

途上国(低中所得国)の GDP 成長率の地域格差



出典: World Bank (2004) World Development Indicators に基づき作成

アジアの経済レベル(2001年)



出典:世界銀行(2003)『世界開発報告2003』に基づき作成

12. ODA 大綱、環境基本計画等における地域的重点に関する記述

ODA 大綱(重点地域)

日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた 支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

環境基本計画(施策の基本的方向)

わが国と地理的、経済的に密接な関係を有し、今後の急速な経済成長とそれに伴う環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域については、地域の環境管理は同じ地域に属する国々が協働して推進すべきであるとの考え方の下に、地域内の密接な連携を図ります。

環境基本計画(重点的取組事項)

(2)アジア太平洋地域の統合的モニタリング・評価と環境管理の協働推進

アジア太平洋地域に重点をおいた取組を進めるため、衛星情報とモデリング技術などの情報技術を用いた環境の統合的モニタリングを推進するとともに、革新的な戦略オプションの評価とそれを踏まえた政策立案の支援を推進します。

また、海洋環境、酸性雨、砂漠化、渡り鳥等野生生物の保護などの課題について、地域協力の枠組みづくりとODAの活用を進めます。

さらに、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)などアジア太平洋地域で進められている様々な協力を通じ、環境政策対話とプロジェクト形成機能の強化を図ります

「持続可能な発展に向けた環境支援戦略検討会報告書」(重点をおくべき地域)

我が国が環境支援を進める対象地域については、引き続き、アジア太平洋地域に重点を置くことが適当というのが委員の一致した意見であった。一方、WSSDを機に、アフリカ等の発展が進んでいない国にどのように対処するか、中長期的な戦略についても考える必要があるとの指摘があった。また、日本として世界の環境支援戦略をリードしていこうとするのであれば、特にアフリカ等の地域への対応も含めて考えるべきとの指摘があった。

13. アジア太平洋地域における環境問題

- 1. ESCAP によるとアジア太平洋地域では、環境負荷が増加している傾向にあることを示している。(図1)
- 2. 世界の CO2 の排出量で、途上国の伸びが特に著しくなっている(図2)。その中でもアジアの排出量が増大している。(表1)
- 3. 途上国の都市部の水質、大気の環境悪化が著しく、特にアジアの主要な都市では、深刻な大気汚染問題を抱えている。(図3、表2、表3)
- 4. 世界の森林の途上国での減少が非常に大きい傾向にある。(表4)
- 5. アジア諸国の森林面積の減少が進んでいる。(図4)
- 6. またアジアでは土壌劣化も進んでいる。(図5)
- 7. 滅の恐れのある動物種数もアジア太平洋地域で多い。(図6)

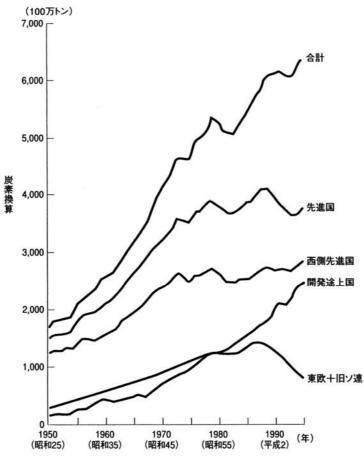
図1 アジア太平洋地域の環境の変化

	南ア	ジア	北東フ	アジア	東南ス	アジア	太平洋	羊地域
	1995	2000	1995	2000	1995	2000	1995	2000
	2000	2005	2000	2005	2000	2005	2000	2005
自然環境 陸上 砂漠化の進行 森林破壊	A	A	A	≜ △	A	A	Δ Δ	△ ▲
水 水質汚濁 水資源消費	A	A	A	A	A	A	▲ △	▲ △
大気 大気汚染 温室効果ガス排出	A	A	A	△ ▲	A	A	Δ	Δ
生物多様性 生態系と種の喪失	•	•	•	•	•	•	•	•
人間居住環境								
人口増加率	∇	∇	V	V	∇	∇	∇	∇
スラム居住者数 平均寿命	▲ △	▲ △	\triangle	\triangle	A	A	Δ	Δ
自然災害被害	△	△	A	A	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	A
廃棄物 排出量	•	•	•	•	•	•	•	•
産業・交通 商業エネルギ 一使用量 農薬使用量	A	A	A	A	A	A	A	A
環境保全対策								
公的機関による対策 民間企業の取組み 環境教育・啓発活動	A A	A A	A A	A A	A	A A	A	A A

増加 ▲ 少し増加 △ 減少 ▼ 少し減少 ▽

出典 : ESCAP·Asia Development Bank, State of the Environment in Asia and the Pacific $2000\,$

図2 世界の CO_2 の排出量の推移(1950-1995)



出典:オークリッジ国立研究所二酸化炭素分析情報センター(米国)推計値

表1 地域別CO₂排出量

(単位: 千トン)

				(十四・112
地域	1990 年	1999 年	増減	増加率
アフリカ	650,046	795,616	145,570	22.39%
アジア太平洋	6,256,806	7,624,588	1,367,782	21.86%
ヨーロッパ	8,055,134	6,381,827	-1,673,307	-20.77%
ラテンアメリカ	1,012,660	1,287,583	274,923	27.15%
北アメリカ	5,470,079	6,215,545	745,466	13.63%
北極圏	554	539	-15	-2.65%
西アジア	370,071	639,693	269,622	72.86%
世界	21,815,348	22,945,390	1,130,041	5.18%

出典:UNEP,The GEO data portal, http://geodata.grid.unep.ch/page.php, (2004年7月14日)より作成

図3 アジアの11大都市の大気汚染状況

	バン	北京	カルカッ	デリ	ジャ	カラチ	マニ	ムン	ソウ	上	東
	コ ク	.,.	カッタ	ĺ	ジャカルタ	Ť	ラ	バイ	ル	海	京
粒子状物質	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•
二酸化硫黄	•	• •	•	•	•	•	•	•	•••	• •	•
一酸化炭素	•	•	•	•	••	•	•	•	•	•	•
鉛	• •	•	•	•	••	•••	• •	•	•	•	•

- ・・・重要な汚染状況(WHO ガイドライン値を 100%以上上回る)
- •• 多少の汚染~深刻な汚染状況(WHO ガイドライン値を 100%以下上回る)
- 低汚染状況(WHO ガイドライン値はおおむね守られている、または場合により若干上回る) 出典: UNEP, Global Environment Outlook, 2000

表2 粒子状物質による汚染濃度 表3 硫黄酸化物による汚染濃度 の高い都市(1999年)

	国名	都市名	PM 濃度 (μg/ m³)
1	インド	Delhi	187
2	エジプト	Cairo	178
3	インド	Calcutta	153
4	中国	Tianjin	149
5	中国	Chongquing	147
6	インド	Lucknow	136
7	インド	Kanpur	136
8	中国	Shenyang	120
9	中国	Zhengzhou	116
10	中国	Jinan	112
11	中国	Lanzhou	109
12	中国	Beijing	106
13	中国	Taiyuan	105
14	インド	Ahmedabad	104
15	中国	Chengdu	103

の享い都市(1008年)

	の高い都市(1998年)							
			SOx 濃					
			度					
	国名	都市名	$(\mu g/m^3)$					
1	中国	Guiyang	424					
2	中国	Chongquing	340					
3	中国	Taiyuan	211					
4	イラン	Tehran	209					
5	中国	Zibo	198					
6	中国	Quingdao	190					
7	中国	Jinan	132					
8	ブラジル	Rio de Janeiro	129					
9	トルコ	Istanbul	120					
10	中国	Anshan	115					
11	ロシア	Moscow	109					
12	中国	Lanzhou	102					
13	中国	Liupanshui	102					
14	日本	Yokohama	100					
15	中国	Shenyang	99					
		Mar 1 -						

データは入手可能な最新のもの

※網掛けはアジア地域

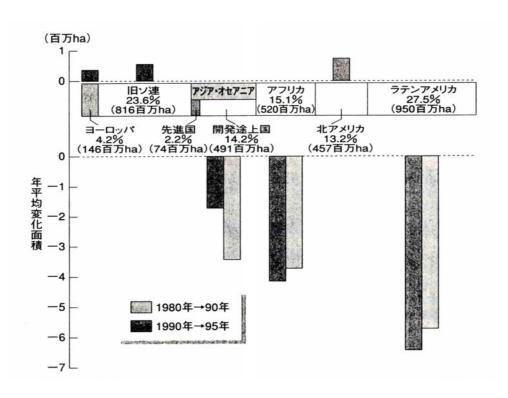
出典: World Bank, WORLD DEVELOPMENT INDICATORS, 2003

表4 アジア諸国の森林面積

	森林				
国(地域)	総面積	请	国土に占め	1990~95 年	
	(1,000)		(%)		の間の変化
	1990	1995	1990	1995	(1,000ha)
アジア					
日本	25,212	25,146	67.0	66.8	-66
インド	64,969	65,005	21.9	21.9	36
インドネシア	115,213	109,791	63.6	60.6	-5,422
カザフスタン	9,540	10,504	3.6	3.9	964
カンボジア	10,649	9,830	60.3	55.7	-819
タイ	13,277	11,630	26.0	22.8	-1,647
中国	133,756	133,323	14.3	14.3	-433
トルコ	8,856	8,856	11.5	11.5	0
ネパ-ル	5,096	4,822	37.3	35.2	-274
バングラデシュ	1,054	1,010	8.1	7.8	-44
フィリピン	8,078	6,766	27.1	22.7	-1,312
ベトナム	9,793	9,117	30.1	28.0	-676
マレーシア	17,472	15,471	53.2	47.1	-2,001
ミャンマー	29,088	27,151	44.2	41.3	-1,937
ラオス	13,177	12,435	57.1	53.9	-742
北アメリカ		010 515	22.0	22.2	2.0.10
アメリカ合衆国	209,572	212,515	22.9	23.2	2,943
カナダ	243,698	244,571	26.4	26.5	873
コスタリカ	1,455	1,248	28.5	24.4	-207
ニカラグア	6,314	5,560	52.0	45.8	-754
メキシコ	57,927	55,387	30.3	29.0	-2,540
南アメリカ					
アルゼンチン	34,389	33,942	12.6	12.4	-447
エクアドル	12,082	11,137	43.6	40.2	-945
コロンビア	54,299	52,988	52.3	51.0	-1,311
パラグアイ	13,160	11,527	33.1	29.0	-1,633
ブラジル	563,911	551,139	66.7	65.2	-12,772
ベネズエラ	46,512	43,995	52.7	49.9	-2,517
ペルー	68,646	67,562	53.6	52.8	-1,084
ボリビア	51,217	48,310	47.2	44.6	-2,907
	J 1, 2 1 1	10,010	11.2	11.0	2,001
オセアニア					
オーストラリア	40,823	40,908	5.3	5.4	85
ソロモン諸島	2,412	2,389	86.2	85.4	-23
ニュージーランド	7,667	7,884	28.6	29.4	217
パプアニューギニア	37,605	36,939	83.0	81.6	-666

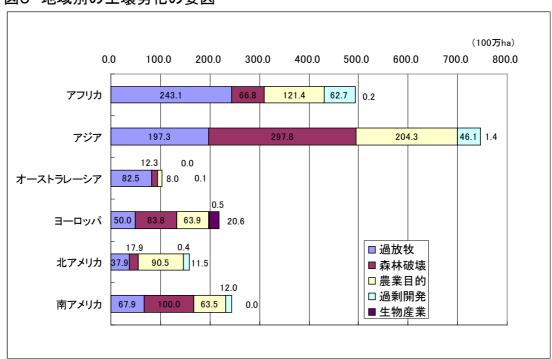
出典:United Nations, Statistical Yearbook, Forty-second issue, 1997

図4 世界の森林面積の動向



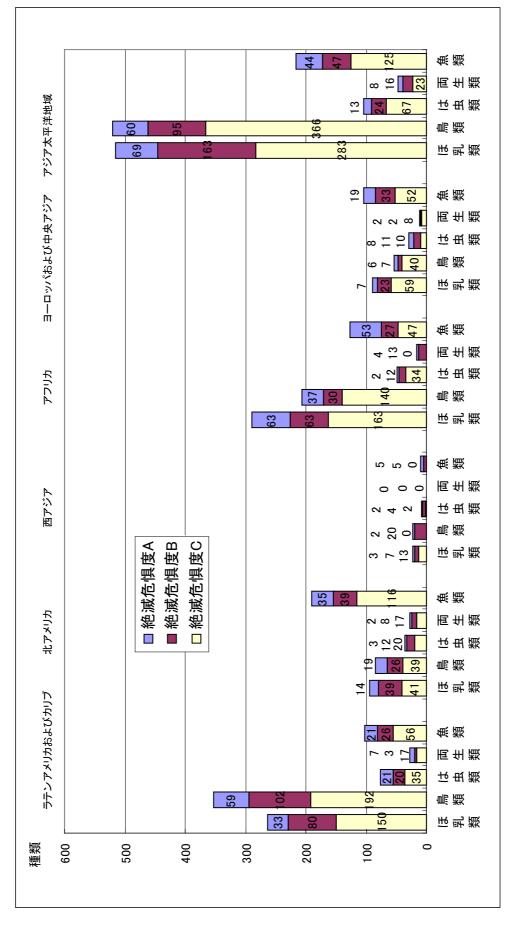
出典: FAO, State of the World's Forest 1999 により環境省作成

図5 地域別の土壌劣化の要因



注:「オーストラレーシア」とは、オーストラリア、ニュージーランド、近海諸島のこと

出典: UNEP, World Atlas of Desertification 2nd Edition, 1997



出典:UNEP, Global Environment Outlook, 2000 に基づき作成

14.アジアの環境政策

		中国	フィリピン	ラオス	カンボジア	
法		環境保護法(1989)	環境基本政策 環境法典	Environment Protection Law(1999)	環境法(1996)	
政策		第 10 次五ヵ年環境計画 1. 長江流域及び黄河流域の環境に配慮した開発及び保全 2. 北部の3ヶ所の保全林を取り囲む保全林の創造 3. 北部の牧草地とチベット高原に重点を置いた草地の保護と開発 4. 北京、天津周辺のエコロジカルベルトの創造 5. 生態農業、国家エネルギーと環境の保護 6. 水と土壌の統合的資源保護、継続利用 7. 都市環境の包括的修復 8. 重要収水域及び地域環境の包括的修復 9. 生態系、環境、資源、災害の総合監視システムの構築 10. 他の対策手法:生物多様性の保全手法の刷新、環境法制度の強化、自然に有益な課金制度の開発、自然資源開発の政策移転	係で共存できる世界を創り、育て、改善する。 2. 現在と将来のフィリピンの世代が社会的、経済的、そしてその他の要求事項を満足できる。	備 ・ 森林資源管理 ・ 生物多様性の保全 ・ 土地資源管理 ・ 水資源管理	森林政策トンレサップ湖地域の漁業と洪水林地帯農業沿岸漁業生物多様性と保護区域	
法	環境基準	大気環境基準	防止するための大気汚染基準		あり	
	排出基準	大気汚染物質に関する統合排出基準	車両からの大気汚染省令(1993) 清浄大気法(1999)	あり	なし	
政策		・ 低公害自動車の物品税軽減・ 二酸化硫黄の排出権取引				
法	環境基準	表流水質環境基準、海洋水質基準、水産水質基準、農用地の灌 漑用水水質基準	水法(1976)	なし	水質汚濁防止令(1999)	
	排出基準	排水に関する統合排出基準、産業系三廃排出基準ほか	改正排水規則(1990)	排水監視管理法	水質汚濁防止令(1999)	
1						
法 		有害廃棄物特定基準 固形廃棄物による環境汚染防止法(1996) 		S	廃棄物処理令(1999) 	
政策		・ 汚染排出費の徴収 ・ 都市生活ゴミの処理及び汚染防止技術政策(2000)	・水源地にある処分場の閉鎖			
法		エネルギー資源保護法	国家統合保全地域システム法令ほか	水及び水資源法(1996)、電力法(1997)	不明	
政策		クリーンプロダクション開発構想				
法		森林法(1998 改正)、農業法(1993 公布) 森林伐採・更新に関する管理法(1987 公布) 砂漠化防除法(2002 施行予定)		_	伐採禁止令(1996) Royal Decree on Protected Areas, Sub-decree on Protected Areas	
政策			・商業伐採を 25 年間禁止する持続可 能森林管理法を制定予定			
法 政策		野生生物保護法(1998 公布) 森林及び野生生物に関する自然 保護区管理規則(1985 公布)	漁業規範、林業規範、国家統合保全地 域システム法令	Council of Ministers Decree No24 Forest and relate resources protection, Ministry of Agriculture and Forestry Exection of Council of Minister's Decree No118 on the Management and Protection of Wildlife, Hunting and Fishing	Royal Decree on Protected Areas, Sub-decree on Protected Areas, Declaration No1563 トンレサップ生物圏保護区に関する 国王令(採択まち、1999)	
	政 法 政 法 政 法 政 法 策 策 策 策	政策 環境基準 環境基準 環境基準 排出基準 排出基準 技策 法 政法 政法	法 環境保護法(1989) 第 10 次五ヵ年環境計画 1. 長江流域及び黄河流域の環境に配慮した開発及び保全 2. 北部の3ヶ所の保全林を取り囲む保全林の創造 3. 北部の枚草地とデット高原に直点を置いた草地の保護と開発 4. 北京、天津周辺のエコロジカルベルトの創造 5. 生態農業、国家エネルギーと環境の保護 6. 水と土壌の統合的資源保護、継続利用 7. 都市環境の担括的修復 8. 重要収水域及び地域環境の包括的修復 9. 生態系、環境、資源、災害の総合監視システムの構築 10. 他の対策手法:生物多様性の保全手法の刷新、環境法制度の強化、自然に有益な課金制度の開発、自然資源開発の政策移転 法 環境基準 大気汚染物質に関する統合排出基準 排出基準 大気汚染物質に関する統合排出基準		技術 現境保護法(1989) 現境 (1989) 現場 (1989) 理場 (198	

			タイ	バングラデシュ	マレーシア	インドネシア
環境全般	法		国家環境保全法(1992)	環境保全法 (1995)	環境質法 (1974)	環境管理法
	政策		国家環境保全促進政策および将来計画 (1997 - 2016) ・ 人間の健康を守るため、環境を保全する ・ 環境修復、非再生可能資源の保存による持 続的開発を可能とするよう天然資源を保全 する	国家環境政策(1992) 1. 環境の保全と改善を通した生態系のバランスの保持と国土の開発・進歩 2. 自然災害の防止	開発計画「第 6 次マレーシアプラン」 (1991-1996)における環境配慮 b)大気汚染と河川水質の改善 b)固形・産業廃棄物の適切な処 c)省エネルギーと新エネルギー利 用の推進	インドネシアアジェンダ 21 (1997) 1. 人間の活動 2. 廃棄物・排出物管理 3. 土地資源管理 4. 天然資源管理 において環境保全と両立する持続可能な開 発の方向性を示す
大気	法	環境基準	国家環境委員会告示 1995 年第 10 号	Environmental Pollution Control Ordinance 1997	マレーシア推奨大気質ガイドライン	不明
		排出基準	一般工場排出基準(工業省告示) ガソリン 車および軽量ディーゼル車排出基準など多 数	Factories Act 1965, Motor Vehicles Act 1939	環境質(クリーンエアー)法、自動車(煙・ 排ガス規制)等	Emission Standards for Stationary Sources(1995) , Emission Standards for Motorized Vehicles(1995)
	政策					
水	法	環境基準	河川別に水質環境基準を設定	あり	マレーシア国暫定水質環境基準	あり
		排出基準	工場排水水質基準、住宅排水基準など多数	Environmental Pollution Control Ordinance 1997	環境質(下水・産業排水)規制の環境基準A及 びB	Standard Quality of the Liquid Waste from Industries(1995), Standard Quality of the Liquid Waste from Hotels(1995)
	政策		・ 汚染者負担の原則適用 ・ 民間企業による水質汚濁対策を促すイ ンセンティブ導入			
廃棄物	法		国家環境法(1992)、有害物質法(1992) 工場法(1992)	Environmental Pollution Control Ordinance 1997	環境質(有害廃棄物)規則	有害廃棄物の管理に関する政令(1994)
	政策		・容器包装税の徴収を予定		・廃棄物収集業の民営化	
エネルギー	法		エネルギー保全促進法 (1992)	不明	なし	不明
	政策		・ ごみ発電、バイオガス利用の考察・ 石油から天然ガスへエネルギー生産源移行		・再生可能エネルギー利用促進のための法的、 予算的枠組みについて検討	
森林保全 / 砂 漠化	法		森林法(1989 改正) 国立森林保全地区法 (1964)ほか	Forest Act 1927 (1973 改正)	国家森林法、国土保全法、自然資源法令など 多数	森林火災防止規則
	政策		・ 国土の 40%まで森林面積増加を目標 ・ 森林保護区を保全地区、経済開発地区、 農業地区に分割	・ 丘陵地に促成種の植林 ・ サイクロンによる高潮対策として沿岸 部にマングローブの植林	・保護区の指定強化	
生物多樣性	法		環境保全法、森林法(1989 改正)、野生生物保全 法	Wildlife (Preservation) Act 1974 Conservation and Protection of Fisheries Act 1950 Amended 1982	野生生物保護法、国立森林法、国立公園法など	Conservation of Living Resources and the Ecosystems(1990) , Ratification of the United Nations Convention on biological diversity
	政策		50 の国立公園、15 の野生生物保護区、3 つの禁猟区を新設し、保護区面積を国土の19%に拡大させることを目標とする		・ 国家生物多様性政策(1998)により、研究 の強化、人材育成、民間部門の参加促進、 基金の創設などを推進	

出典:国際協力機構 HP「国別環境情報整備調査報告書」 <u>http://www.jica.go.jp/global/environment/report/index.html</u>,日本環境会議編『アジア環境白書 2003/04』東洋経済新報社,pp.400-401 より作成

15.持続可能な開発と地球環境保全における世界的・地域的な枠組みの重点、優先分野(概要)

	MDG	WEHAB	プノンペン地域プラットフォーム	APFED 最終報告書ドラフト
水	 2015 年までに安全な飲料水と基本的な下水設備への継続的アクセスをもたない人口の割合を半減させる。 ✓ 指標30:都市及び農村において改善された水源を継続的に利用できる人口の割合 ✓ 指標31:改善された下水設備へのアクセスをもつ都市及び農村の人口の割合 	安全な水へのアクセスの確保水利用効率の改善	<淡水資源> 水のストレスを削減し、持続可能な方法で開発ニーズに見合うよう淡水資源を保護・保全・維持する、戦略的な取組や技術の開発 	<淡水資源> 良い水統治 十分で適切な情報提供 効果的な経済的手段の採用 水利用の合理化を推進するための適切な技術の開発
土地荒廃		<農業生産性>	< 食料安全保障のための持続可能な農業 >	< 土地利用管理 都市化、農村開発、森林保全>
森林	 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。 (以下エネルギーまで共通) 指標25:森林に覆われた土地面積の割合 		• 森林の持続可能な経営・保全・利用(特に、資金動員、技術移転、キャパシティ・ビルディングの促進における国際的取組)	
生物多樣性	✓ 指標 26:生物多様性維持のための保護地区 の陸地面積に対する割合	< 生物多様性 > できる限り多数の種の保全 違法伐採、持続可能でない漁業及び林業の取り締まりとそのような活動に従事する人々の生計を立てるより持続可能な方法への転換	生物多様性条約の完全実施	
層破壊が球温暖化、オゾン	✓ 指標 28:一人当たり二酸化炭素排出量及び オゾン層破壊 CFC 消費量(ODP トン)		<大気と気候変動> 途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、経済移行国への支援 モンスーン季節予報の精度の向上 地域における水循環の理解の向上 気候観測の共同研究における地域協力の推進 大気や気候変動に関する課題に取組むための法的措置や政策措置の効果的実施 	
エネルギー	✓ 指標 27: \$1GDP(PPP)あたりエネルギー使用量(石油換算 kg)✓ 指標 29: 固形燃料を使用する人口の割合	<エネルギー>	<持続可能なエネルギー開発> エネルギー生産と消費の効率化 安価なクリーンエネルギーの開発・利用 再生エネルギーの利用増大 生産や消費の物質・エネルギー集約度の低減 エネルギーと鉱物資源> 	< エネルギー及び大気 > ・ より環境にやさしいエネルギー源(風力、太陽光、バイオマスな)へのシフト
都市環境		<健康> ■ 廃棄物の削減や化学物質の使用停止を目指した条約やその他のステップの実施	< 人間居住開発 >	< 土地利用管理 都市化、農村開発、森林保全>

	MDG	WEHAB	プノンペン地域プラットフォーム	APFED 最終報告書ドラフト
環境のび海洋			 (海洋と沿岸資源> 海洋やその資源の持続可能な管理・利用を高める国家・準地域・地域施策の実施 総合生態系海洋資源管理の促進 調査・監視技術へのアクセス改善 校連海洋法条約やバーゼル条約の全面的実施 	<海洋及び沿岸資源>
その他		<健康> ■ 貧困者の病気に関する研究の実施	 〈人間居住開発〉 地方自治体の制度面での能力強化 自然災害への対処〉 被害を受けた国々の持続可能な開発戦略の一環となる対策の実施 (島国の脆弱性〉 島国の脆弱性に取組み、軽減する対策 グローバル化の影響〉 グローバル化の恩恵を広く公平に行き渡らせる貿易・投資の促進 国家要件を考慮した、途上国や経済移行国の世界の経済・貿易システムへの完全な組み入れ 先進国と途上国間の平等な競争条件の整備 	
分野横断的課題			〈横断的課題〉 持続可能な開発に係る政策の実施 制度改革と統治 キャパシティ・ビルディング 十分な情報に基づく意思決定の実現 技術移転 主要グループの参加、主要グループとの協調の促進 男女平等・公正の確保 	〈横断的課題〉 環境民主主義に向けた機関 持続可能な開発のための能力強化(環境教育等) 革新的な環境ファイナンスのしくみの創設 持続可能な開発のための革新的な技術の開発普及 持続可能な開発のための貿易(自由貿易協定による環境影響の最小化、地域レベルのリサイクルや公正な貿易の推進) 市民社会組織の役割強化 民間部門(供給及び需要側)の環境配慮の徹底 公共部門による多様な主体間のパートナーシップの醸成
策定主体	国連ミレニアム宣言(2000 年)に基づく	ヨハネスブルク・サミット (2002 年) における国連事務総長の提案	WSSD アジア太平洋地域ハイレベル準備会合(2001年)	アジア太平洋環境開発フォーラム(2004 年 5 月)
性格	国際社会がとるべき行動の指針		ヨハネスブルク・サミットに向けての主要な政策課題、 優先的取組事項、目標、実施上の制約、とるべき行動の 明確化	
備考	目標 1:極度の貧困と飢餓の撲滅 目標 2:普遍的初等教育の達成 目標 3:ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上 目標 4:幼児死亡率の削減 目標 5:妊産婦の健康の改善 目標 6:HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓 延防止 目標 7:環境の持続性の確保 目標 8:開発のためのグローバル・パートナーシップ の推進			

16.世界的・地域的な枠組みの重点、優先分野に基づく国際環境協力戦略の重点分野

